



令和2年度 第3回 越谷市下水道事業運営審議会

目次



1. 収支ギャップの改善に向けた取り組み
2. 下水道使用料について
3. 使用料改定の経緯
4. 収支ギャップの算定
5. 越谷市の現在の料金体系
6. 料金体系の他団体比較
7. 料金体系の改定案の検討





1. 収支ギャップの改善に向けた取り組み

収支のギャップ改善にはいくつかの方法があります

方法	①支出経費削減	②収入増加の 取り組み	③一般会計からの 繰入金	④下水道使用料の 見直し
影響	<ul style="list-style-type: none">これまで取り組んだ経費削減は今後も継続し、積極的に経費削減に取り組む <p>しかし削減の取り組みだけでは、収支ギャップ解消までは至らない</p>	<ul style="list-style-type: none">これまで取り組んできたことは今後も継続し、更なる収入増加に向けて努力する <p>しかし増加の取り組みだけでは、収支ギャップ解消までは至らない</p>	<ul style="list-style-type: none">公営企業会計に移行したため、一般会計に依存することのない運営が不可欠一般会計からの繰り入れは、間接的に下水道使用者以外に負担がかかるため公平ではない	<ul style="list-style-type: none">料金体系を適正化することにより、使用料収入が多くなり、収支ギャップを解消できる下水道使用者に対する負担のため、公平な見直しができる

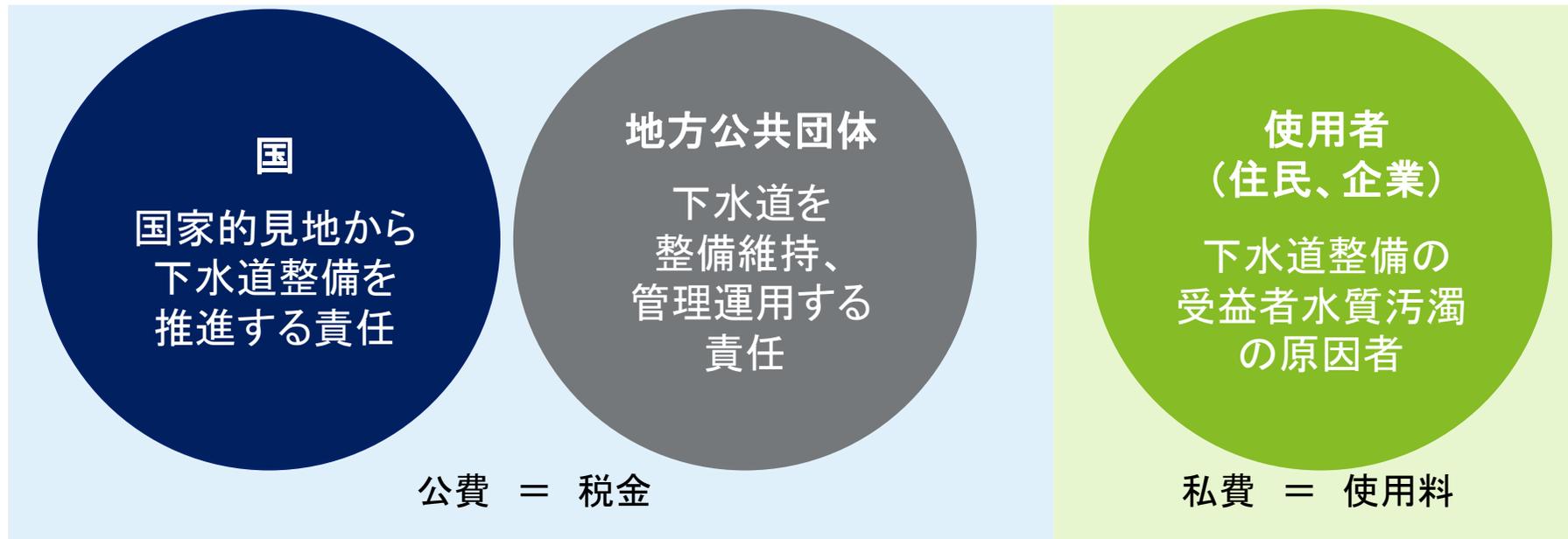


2. 下水道使用料について 考え方①

下水道事業の費用は、「国」「地方公共団体」「使用者」の三者が負担します。



下水道事業に係るコストは、「公費(税金)」「私費(使用料)」で賄われる



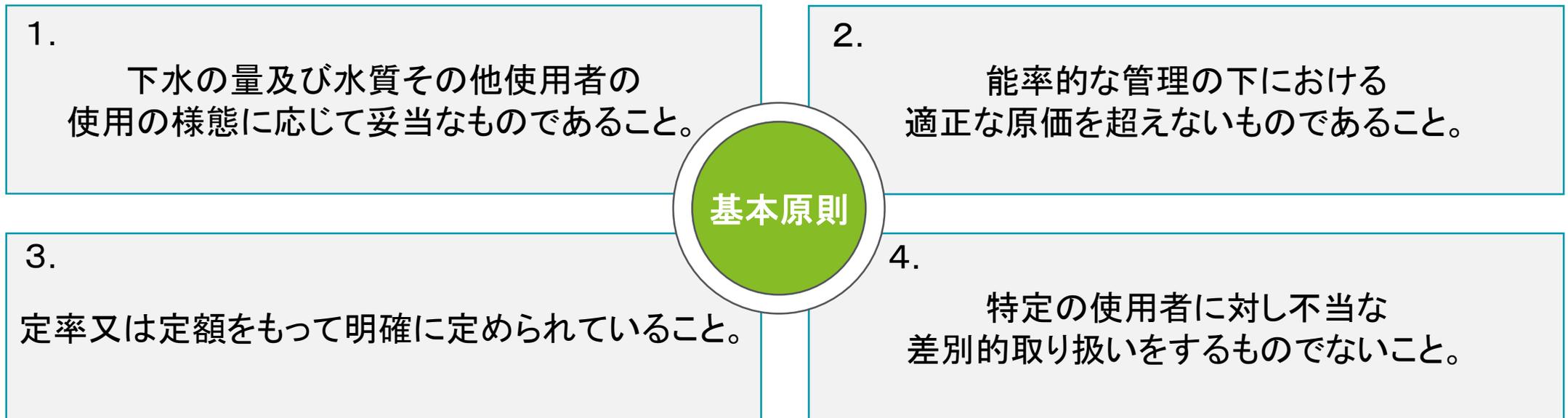


2. 下水道使用料について 考え方②

下水道法第20条には、使用料についての「4つの基本原則」が定められています。

徴収根拠及び設定の原則(下水道法第20条)

- ①公共下水道管理者は、条例で定まるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。
- ②使用料は、次の原則によって定めなければならない。





2. 下水道使用料について 考え方③

下水道使用料算定上、ベースとなる大きな論点は「適切性」「公平性」の二点であると考えられます。

適切性および公平性

使用者が負担することの「適切性」



公費か私費か

下水道に係るコストのうち、公費及び私費の負担区分に基づき、下水道使用料が算定されているかという論点です。

「雨水公費汚水私費の原則」や、「一般排水と特定排水」のベースには、この「そもそも使用料で賄うことが適切か」という基礎があります。

使用者間の「公平性」



いかに使用者間の負担の公平性を確保するか

使用実態の量的及び質的に応じて下水道使用料が算定されている必要があります。

「私費」で負担すべき費用について、いかに公平に使用者(住民や企業)に負担を振り分けるかという論点です。



2. 下水道使用料について 考え方④

令和2年度審議会において下水道使用料の見直し検討を行います。

使用料算定方法

下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなる。これらのことから、使用料算定期間は一般的に3年～5年程度に設定することが適当である。」

出典：公益社団法人日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的な考え方(2016年版)」

現在までの改定の経緯

- (第1回改定) 平成18年改定
- (第2回改定) 平成23年改定
- (第3回改定) 平成28年改定

下水道使用料算定期間は、5年とします。

越谷市使用料算定期間
令和3年度 ～ 令和7年度(5年間)



3. 使用料改定の経緯

平成22年度 答申

1. 下水道使用料の改定について
2. 経費回収率70%程度を目標
など

平成27年度 答申

1. 下水道使用料料金体系及び改定について（累進制の採用）
 2. 経費回収率90%程度を目標とし、次回は100%を目指す
- 付帯意見：基本料金のあり方、汚水量区分の設定の検討 など

	H23年改定	H28年改定	前回の答申を受けて
経費回収率	70%	90%	100%
基本料金	1,000円	1,050円	要検討
汚水量 11～50(m ³)	超過料金 (1m ³ につき) 100円	110円	汚水量区分について 要検討
51～200		115円	
201～500		118円	
501以上		121円	

**収支ギャップ
解消**

※累進制の考え方 最大使用量に応じた施設規模で建設する必要があり、費用負担もそれに応じた体系とするもの。
 (長所)大口需要家の需要変動リスクに対応してコストを調整・配賦する合理性
 (短所)大口需要家の汚水排出量が鈍化すると水量の減少



4. 収支ギャップの算定①



単位:百万円(税抜)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
収入額	8,080	8,079	7,380	7,273	7,156	7,073	6,963	6,922	7,142	7,119
内、料金収入	3,257	3,263	3,263	3,260	3,254	3,247	3,238	3,228	3,216	3,203
支出額	△ 8,243	△ 8,479	△ 7,825	△ 7,624	△ 7,500	△ 7,279	△ 6,966	△ 6,685	△ 6,661	△ 6,513
差引(現預金増減)	△ 162	△ 400	△ 445	△ 350	△ 344	△ 206	△ 3	237	481	605
現預金残高	31	△ 369	△ 813	△ 1,163	△ 1,507	△ 1,713	△ 1,716	△ 1,479	△ 998	△ 393

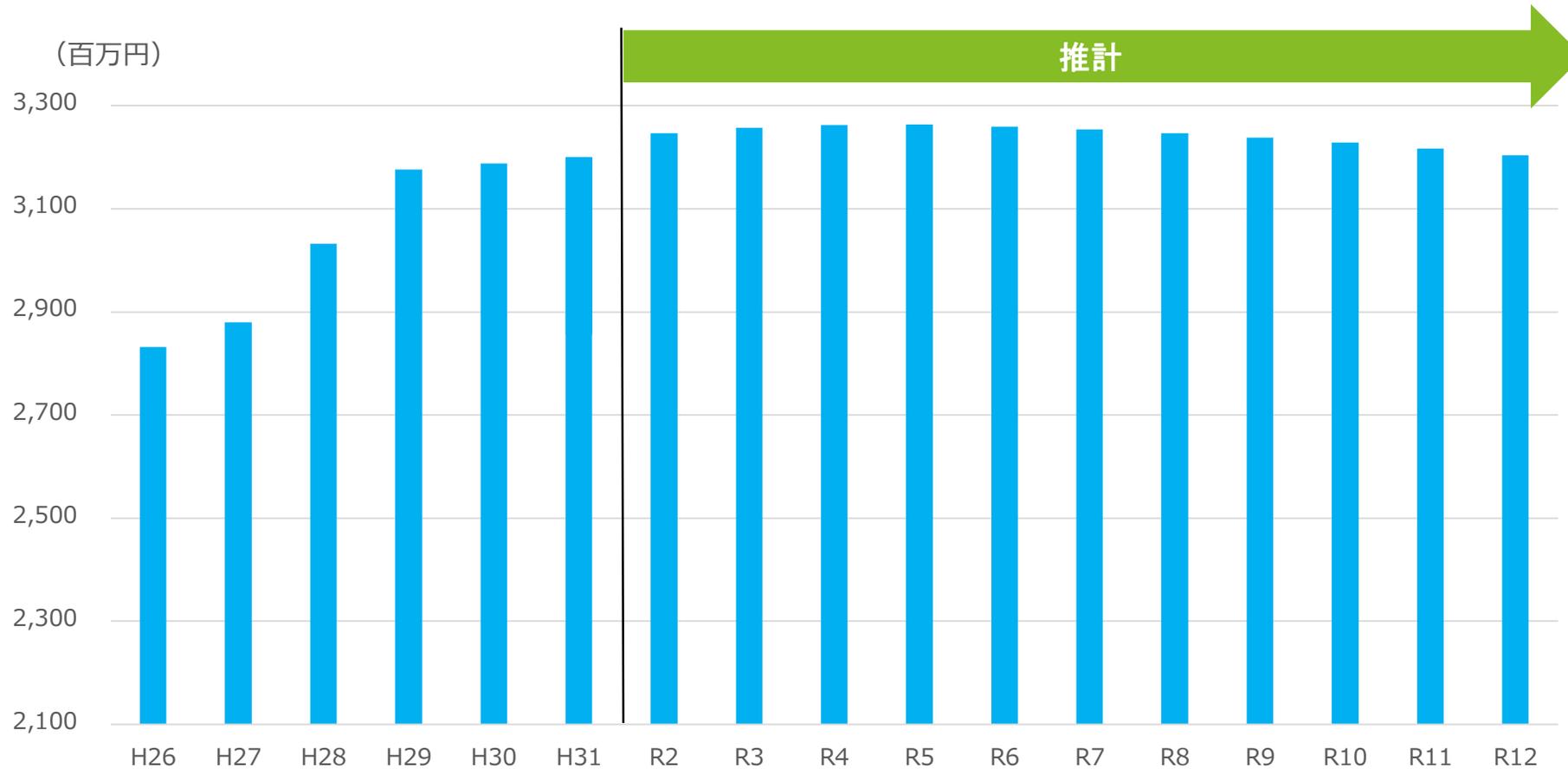
➡ 不足額=収支ギャップ



4. 収支ギャップの算定②

下水道使用料収入は、将来的に減少することが見込まれています。

下水道使用料の見通し(現行の料金水準)





5. 越谷市の現在の料金体系

現行料金体系

水量段階	基本料金	超過料金 (円/m ³)	世帯数	世帯数 構成比率	料金収入に 対する構成比
10m ³ まで	1,050円	/	125,010件	34%	17%
11m ³ ~50m ³		110円	236,817件	64.5%	70%
51m ³ ~200m ³		115円	4,343件	1.2%	4%
201m ³ ~500m ³		118円	610件	0.2%	2%
501m ³ 以上		121円	358件	0.1%	6%
合計	/	/	367,138件	100%	100%

※金額は税抜(1か月当たり)

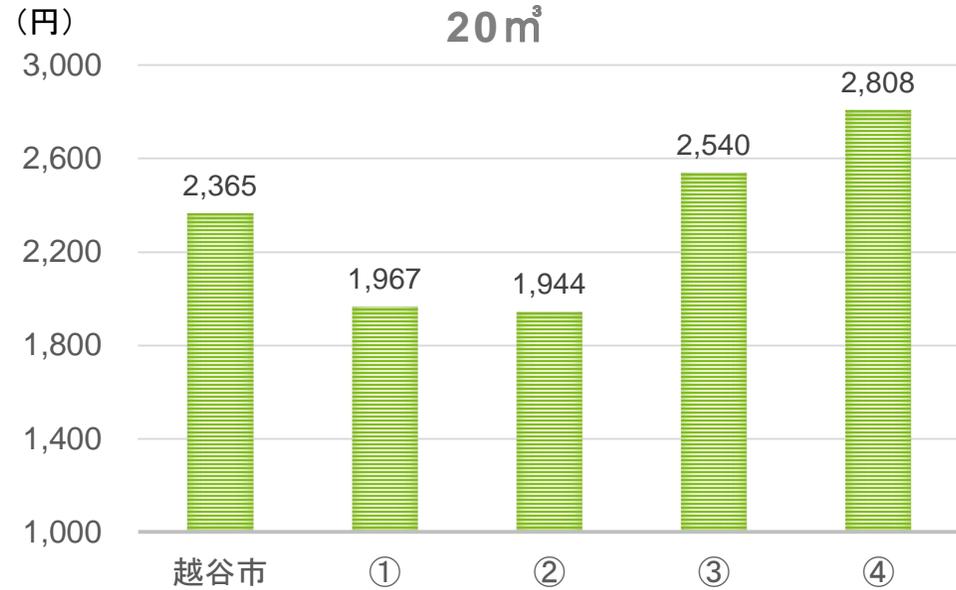
※世帯数は平成30年度実績



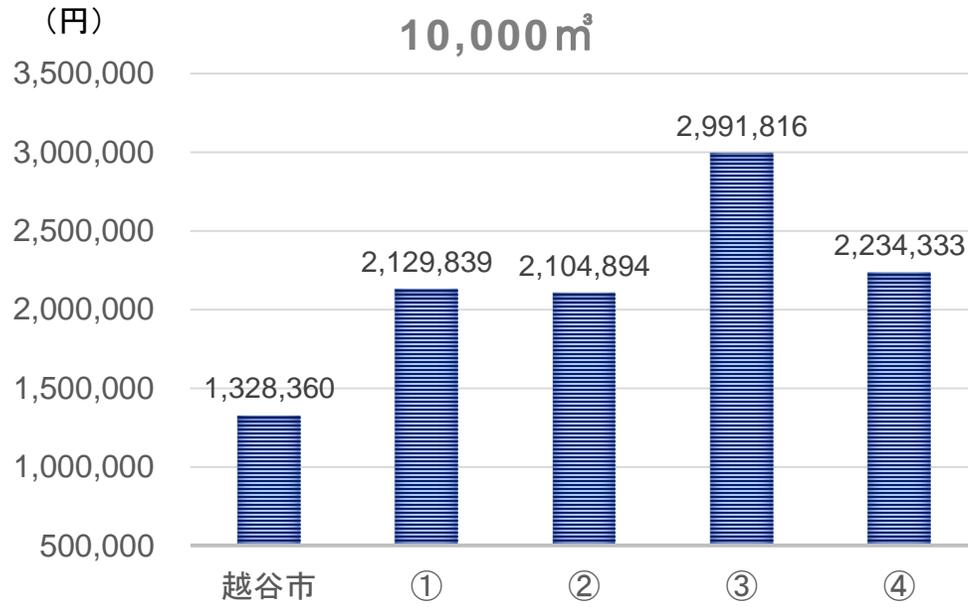
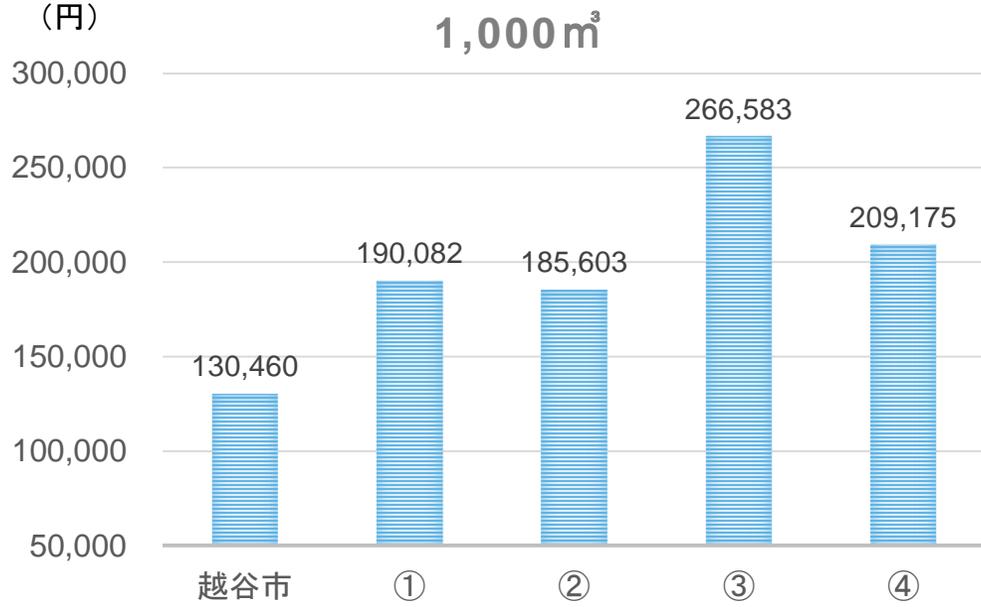
6. 料金体系の他団体比較 ①

水量ごとの下水道料金

税込(1か月当たり)



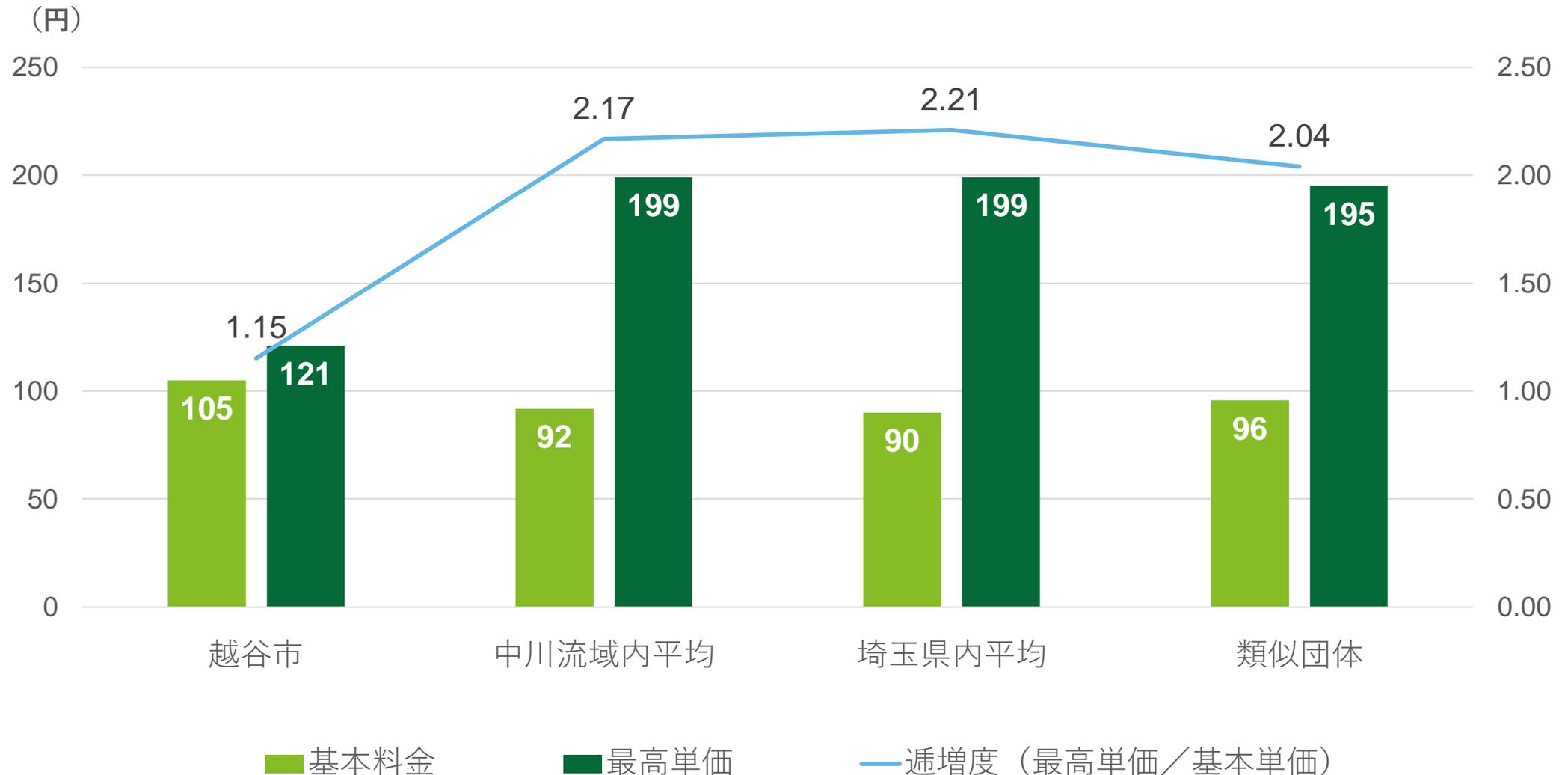
- ①中川流域下水道平均
- ②埼玉県内平均
- ③中核市平均
- ④全国平均





6. 料金体系の他団体比較 ②

基本料金及び逓増度





7. 料金体系の改定案の検討①

各料金体系案の概要(ケースとその増加率)

()内は現行と比較した増減率
 ※ケースCについては9 m³から従量料金

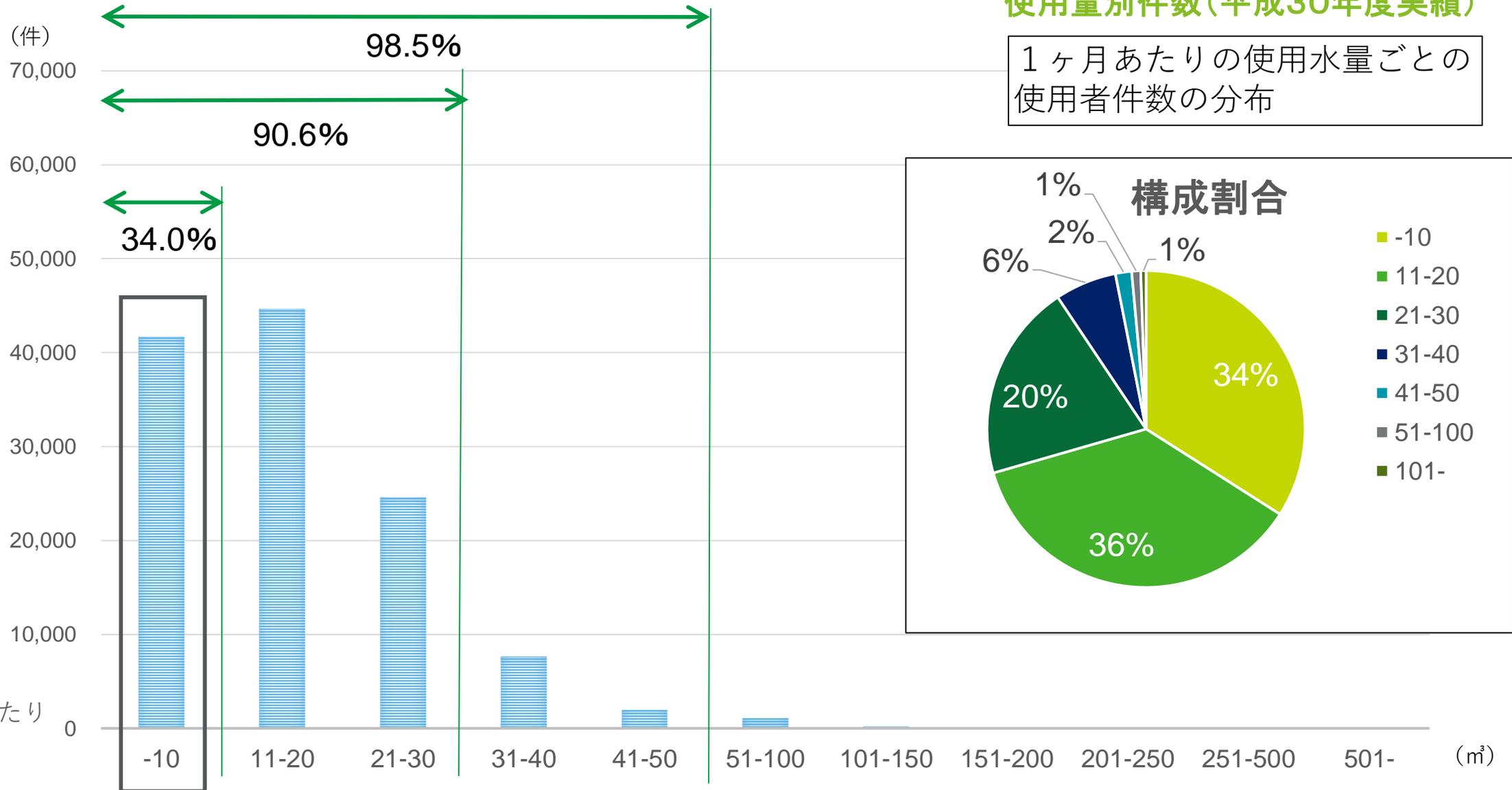
	段階別水量 (m ³ /1か月)	現行	ケースA 一律に負担増	ケースB 大口の負担増	ケースC 基本水量・料金を下 げその他の 負担増
基本料金	8m ³ まで	1,050円 (105円/m ³)	1,163円 (110.8%) (116円/m ³)	1,050円 (100.0%) (105円/m ³)	900円 (85.7%) (112.5円/m ³)
	9~10m ³				122円
超過料金	11~50m ³	110円	122円 (110.8%)	110円 (100.0%)	(111.0%)
	51~200m ³	115円	127円 (110.8%)	214円 (186.1%)	132円 (115.0%)
	201~500m ³	118円	131円 (110.8%)	220円 (186.1%)	142円 (120.0%)
	501m ³ 以上	121円	134円 (110.8%)	225円 (186.1%)	150円 (124.0%)



7. 料金体系の改定案の検討②

使用量別件数(平成30年度実績)

1ヶ月あたりの使用水量ごとの
使用者件数の分布

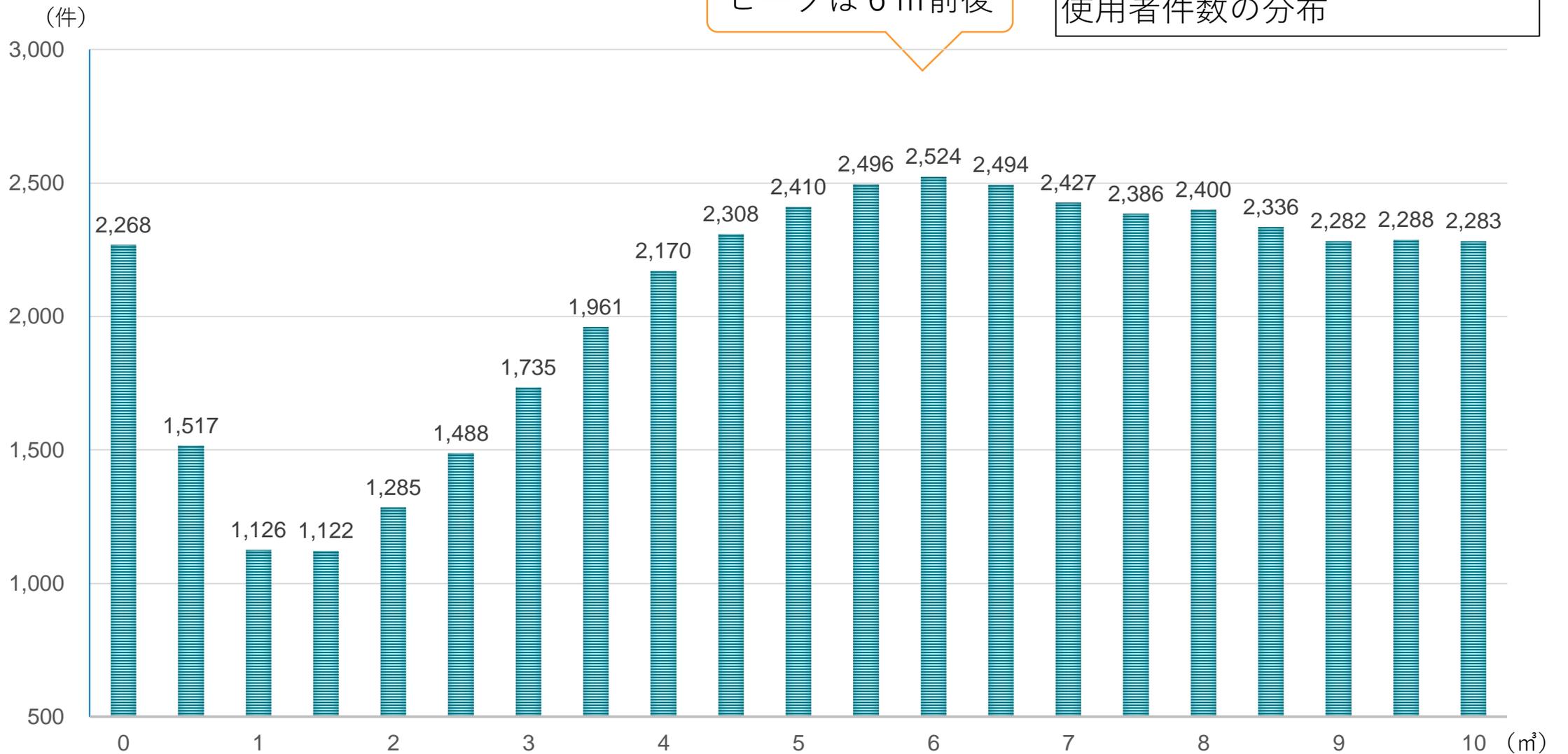


■ 1 か月当たり
件数



7. 料金体系の改定案の検討③

使用量別件数(平成31年度実績)





7. 料金体系の改定案の検討④

公衆浴場用単価について

現状

単 価 : 49円/m³ (税別)

対象件数 : 0件

公衆浴場用単価については、

- ①公衆衛生の向上に寄与していること
- ②現状では対象が0件であること

を踏まえ、現行使用料の据え置きでご審議頂ければと思います。